

特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用) 《茶色刷》 の表示内容

年度 給与所得に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の 決定・変更 通知書 (特別徴収義務者用)

ア		エ		オ			
イ		カ		キ			
ウ		ク		ケ		コ	
シ		サ		シ		シ	

- ア 特別徴収義務者の指定番号を表示しています。
- イ 特別徴収義務者の所在地、住所又は送付先を表示しています。
- ウ 特別徴収義務者の名称又は氏名を表示しています。
- エ 特別徴収義務者が年間に徴収する税額の合計を表示しています。
- オ 納税義務者のうち、特別徴収税額のある人数を課税人員欄に、税額のない人数を非課税人員欄に表示しています。ただし、変更通知書には表示していません。
- カ 各月ごとの、特別徴収税額がある人数(納税者数)及び特別徴収税額の合計額を表示しています。
- キ 納期の特例の承認を受けている場合は、その旨を表示しています。
- ク 各納税義務者の住所、氏名等を表示しています。
- ケ 各納税義務者の年間に徴収する税額の合計を表示しています。
- コ 各納税義務者の月別の徴収額を表示しています。
- サ 変更通知書において、税額の変更があった場合に、変更があった最初の月を表示しています。
- シ 変更通知書の場合は、異動理由等を表示しています。

※ 平成30年度分から、書面により送付する場合は、当分の間、「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととなりました。(当該欄は空欄としています。)

年度途中で税額が減額となった場合について

- 年度当初の決定通知書作成後に通知内容に変更が生じた場合には、変更通知書を送付いたします。税額に増減がある場合の変更月(上図サ欄)は、原則として通知日の翌月以降となりますが、減額となる場合で、差額が翌月以降の変更前額の合計を上回る場合は、変更月が通知日以前の月となる場合があります。

(例)

・当初の決定通知書の内容

特別徴収税額	納6月分	納7月分	納8月分	納9月分	納10月分	納11月分	納12月分
12,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

・変更通知書の内容(11月下旬発送分)

特別徴収税額	納6月分	納7月分	納8月分	納9月分	納10月分	納11月分	納12月分
4,500	1,000	1,000	1,000	1,000	500	0	0

通知が届いた時点で、既に11月分として1,000円徴収してしまっている

- ⇒
- ・通知が届いた当月分(11月分)までは、変更前の金額でそのまま納入してください。
 - ・当月分までの差額(10月分500円+11月分1,000円)は、京都市から本人へ直接還付します。手続き書類が自宅に届くのをお待ちください。